

# 【特定商品分類及び量目公差】

茨城県計量検定所

特定商品（法第12条）	密封特定商品（法第13条）	上 限	公差表	特定商品（法第12条）	密封特定商品（法第13条）	上 限	公差表
1 精米及び精麦	1 同左	25kg	①	16 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したものの並びに冷凍品 (2) 乾燥し、又はくん製したものの冷凍食品（加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り、及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品 (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	16 魚（魚卵を含む。）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、ほ乳類を除く。）並びにその冷凍品及び加工品 (1) 冷凍貝柱及び冷凍えび (2) 左に掲げるもののうち、次に掲げるもの ① 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ② 煮干しし、又はくん製したもの ③ 冷凍食品（貝、いか及びえびに限る。） ④ 調味加工品（たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。） (3) 左に掲げるもののうち、次に掲げるもの ① 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ② 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	5kg	②
2 豆類（未成熟のものを除く。）及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	2 豆類（未成熟のものを除く。）及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 同左 (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きな粉、ピーナッツ製品及びはるさめ	10kg 5kg	① ①			5kg	②
3 米粉、小麦粉その他の粉類	3 同左	10kg	①			5kg	①
4 でん粉	4 同左	5kg	①				
5 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。） (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品（加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り、又は包装したものに限る。） (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	5 野菜（未成熟の豆類を含む。）及びその加工品（漬物以外の塩蔵野菜を除く。） (1) 該当なし (2) 同左 (3) 左に掲げるもののうち、らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く (4) 同左のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	10kg 5kg 又は5L 5kg	② ① 又は③ ②	5kg	①		
6 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。） (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 漬物（缶詰及び瓶詰を除く。）及び冷凍食品（加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り、又は包装したものに限る。） (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	6 果実及びその加工品（果実飲料原料を除く。） (1) 該当なし (2) 同左 (3) 左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	10kg 5kg 5kg	② ② ①	17 海藻及びその加工品	17 海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの	5kg	②
7 砂糖	7 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく立方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	5kg	①	18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	18 同左	5kg	①
8 茶、コーヒー及びココアの調製品	8 同左	5kg	①	19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19 同左	5kg 又は5L	① 又は③
9 香辛料	9 香辛料のうち、破碎し、又は粉砕したもの	1kg	①	20 しょうゆ及び食酢	20 同左	5L	③
10 めん類	10 めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	5kg	②	21 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい (2) (1)に掲げるもの以外のもの	21 調理食品 (1) 同左 (2) 左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	1kg 5kg	① ②
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	11 同左	5kg	①	22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22 同左	1kg	①
12 菓子類	12 菓子類のうち、 (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。） (2) 油菓子（1個の質量が3g未満のものに限る） (3) 水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。） (4) プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。） (5) チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。） (6) スナック菓子（ポップコーンを除く。）	5kg	①	23 飲料（医薬用ものを除く。） (1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	23 同左 (1) 同左 (2) 同左	5kg 又は5L 5L	① 又は③ ③
13 食肉（鯨肉を除く。）並びにその冷凍品及び加工品	13 同左	5kg	①	24 液化石油ガス	24 同左	10kg 又は10L	① 又は③
14 はちみつ	14 同左	5kg	①	25 灯油	25 同左	25L	③
15 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	15 牛乳（脱脂乳を除く。）及び加工乳並びに乳製品（乳酸菌飲料を含む。） (1) 同左 (2) 左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	5kg 5kg 又は5L	① ① 又は③	26 潤滑油	26 同左	5L	③
				27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー（塗料用のものに限る。）	27 同左	5kg 又は5L	① 又は③
				28 家庭用合成洗剤、家庭用洗淨剤及びクレンザー	28 同左	5kg 又は5L	① 又は③
				29 皮革（原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。）			④

  

量目公差表 ①		量目公差表 ②	
表示量	誤差	表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%	5g以上 50g以下	6%
50gを超え 100g以下	2g	50gを超え 100g以下	3g
100gを超え 500g以下	2%	100gを超え 500g以下	3%
500gを超え 1kg以下	10g	500gを超え 1.5kg以下	15g
1kgを超え 25kg以下	1%	1.5kgを超え 10kg以下	1%

  

量目公差表 ③		量目公差表 ④	
表示量	誤差	表示量	誤差
5ml以上 50ml以下	4%	25d ml以上のもの	2%
50mlを超え 100ml以下	2ml	JIS規格 K6550に規定する条件で、皮革の背筋に垂直方向に49Nの荷重を加えたとき、伸び率が40%を超えるもの	3%
100mlを超え 500ml以下	2%		
500mlを超え 1L以下	10ml		
1Lを超え 25L以下	1%		

※ 量目公差は、表示量に対して不足しているものについて適用される。